

議 事 日 程

第 6 回定例会

R 6 . 6 . 20 午後 3 時

狛江市防災センター 3 階会議室

1 審議事項

(1) 議案第 37 号

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について

(2) 議案第 38 号

令和 6 年度狛江市民プールの使用時間等の変更について

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

(1) 狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について

(2) 中央公民館休館中の代替施設等の利用について

議案第 37 号

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 20 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 2 項に基づき、教育長が臨時代理した狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について報告し、承認を求める。

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員名簿

任期：令和6年6月4日～答申終了まで

	氏名	選出区分	選出分野等
1	サカモト カズヨシ 坂本 和良	学識経験者	教育行政に識見を有する者
2	アラカワ モトクニ 荒川 元邦	教育関係者	狛江市立小中学校長代表
3	ウエダ エイジ 上田 英司		P T A代表
4	ツカゴシ ヒロミチ 塚越 博道		社会教育委員
5	ハンザワ ヨシヒロ 半澤 嘉博		有識者
6	ヨネダ ルミ 米田 瑠美		有識者
7	ナミセ コウイチ 波瀬 公一		教育部長
8	カジカワ トモ 梶川 朋		公募市民
9	スズキ アキコ 鈴木 晃子		

議案第 38 号

令和 6 年度狛江市民プールの使用時間等の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 20 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市体育施設条例施行規則（平成 20 年教育委員会規則第 10 号）第 3 条及び第 4 条に基づき、今年度の狛江市民プールの使用時間及び休場日を変更する。

令和6年度狛江市民プールの使用時間等の変更について(案)

令和6年度の狛江市民プールについて、下記の通り狛江市民プールの使用時間等を変更いたしたい。

記

(1)使用時間の変更(狛江市体育施設条例施行規則第3条関係)

指定管理者による「夏休み短期水泳教室」実施のため、当該教室実施日における狛江市民プール開場時間を早めたいため、使用時間を以下のとおり変更する。

	使用時間
変更前	9時 30 分から 17 時 30 分まで ただし、木曜日は9時 30 分から 17 時まで
変更後	<u>8時 15 分</u> から 17 時 30 分まで ただし、木曜日は <u>8時 15 分</u> から 17 時まで

※「夏休み短期水泳教室」の実施期間

	開始	終了	※天候不良の場合
第1期	7月 22 日	7月 25 日	7月 26 日
第2期	7月 29 日	8月 1 日	8月 2 日
第3期	8月 5 日	8月 8 日	8月 9 日
第4期	8月 19 日	8月 22 日	8月 23 日

(2)休場日の変更(狛江市体育施設条例施行規則第4条関係)

以下の通り、休場日を変更する。

	実施期間	休場日
変更前	7月 15 日から8月 31 日まで	9月 1 日から翌年7月 14 日まで
変更後	<u>7月 12 日</u> から <u>9月 1 日</u> まで	<u>9月 2 日</u> から翌年7月 14 日まで

狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について

【改正趣旨】

令和4年3月18日に狛江市立狛江第六小学校の学区の岩戸南四丁目25番周辺に設置した防犯カメラについて、宅地造成に伴う電柱の撤去により、移設する必要が生じた。そのため、令和6年5月7日に防犯カメラを移設したため、狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正し、撮影対象区域の修正を行った。

【移設図】



狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準

令和6年5月28日
教育長決裁

狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準（平成27年3月6日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条・第3条関係）					別表（第2条・第3条関係）				
設置年月日	設置学区域	設置台数	撮影対象区域	機器構成	設置年月日	設置学区域	設置台数	撮影対象区域	機器構成
(略)					(略)				
令和4年 3月18日	狛江市立 狛江第一 小学校	カメラ2 台	和泉本町一 丁目37番周 辺	同上	令和4年 3月18日	狛江市立 狛江第一 小学校	カメラ2 台	和泉本町一 丁目37番周 辺	同上
			和泉本町一 丁目14番周 辺					和泉本町一 丁目14番周 辺	
	狛江市立 狛江第三 小学校	カメラ1 台	岩戸南二丁 目8番周 辺	同上		狛江市立 狛江第三 小学校	カメラ1 台	岩戸南二丁 目8番周 辺	同上
狛江市立 狛江第六 小学校	カメラ4 台	岩戸南四丁 目19番周 辺	同上	狛江市立 狛江第六 小学校	カメラ4 台	岩戸南四丁 目25番周 辺	同上		
		駒井町三丁				駒井町三丁			

改正後					改正前				
			目30番周辺					目30番周辺	
			駒井町一丁目11番周辺					駒井町一丁目11番周辺	
			猪方三丁目33番周辺					猪方三丁目33番周辺	
	狛江市立和泉小学校	カメラ2台	元和泉二丁目36番周辺	同上	狛江市立和泉小学校	カメラ2台	元和泉二丁目36番周辺	同上	中和泉四丁目23番周辺
			中和泉四丁目23番周辺						
	狛江市立緑野小学校	カメラ1台	和泉本町四丁目4番周辺	同上	狛江市立緑野小学校	カメラ1台	和泉本町四丁目4番周辺	同上	
<u>備考</u> 令和4年3月18日頃の狛江市立狛江第六小学校の岩戸南四丁目19番周辺に設置の防犯カメラについては、令和4年3月18日に岩戸南四丁目25番周辺に設置したものを令和6年5月7日に岩戸南四丁目19番周辺へ移設したものである。									

付 則

この基準は、令和6年5月7日から施行する。

中央公民館休館中の代替施設等の利用について

■ 期間 令和6年9月1日から令和7年11月頃まで

以下の施設について、中央公民館休館中の中央公民館利用団体の皆さんへの対応についてお知らせします。

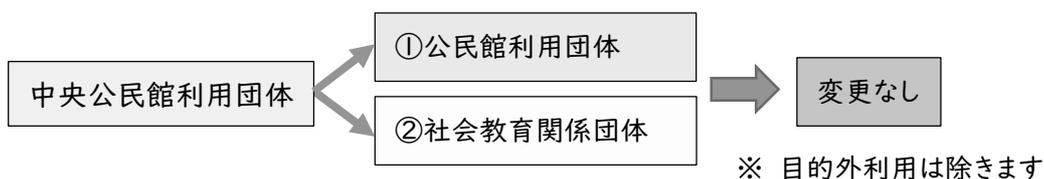
- ① 西河原公民館
- ② 学校施設(教育委員会が指定した特別教室)
- ③ 市民総合体育館(会議室及び多目的ルーム)
- ④ 地域センター・地区センター

① 西河原公民館

中央公民館と同じく、予約システムまたは西河原公民館窓口で予約の上、券売機で使用料分の発券を行い、窓口へ提出して、施設使用許可書を受け取り、ご利用ください。

なお、令和6年9月1日から公民館の利用区分が3区分から4区分に変更されますので、ご注意ください。

区分1	区分2	区分3	区分4
9時～12時	12時～16時	16時～19時	19時～22時



※ 中央公民館休館中は、お手数ですが西河原公民館の印刷機をご利用ください。

② 学校施設(教育委員会が指定した特別教室)

公民館利用団体及び社会教育関係団体の皆さんは、今まで通り予約システム(利用日まで4日以上10日未満の場合は社会教育課窓口)で予約の上、券売機で使用料分の発券を行い、社会教育課窓口へ提出して、施設使用許可書を受け取り、ご利用ください。施設使用許可証の交付は社会教育課窓口になりますので、ご注意ください。

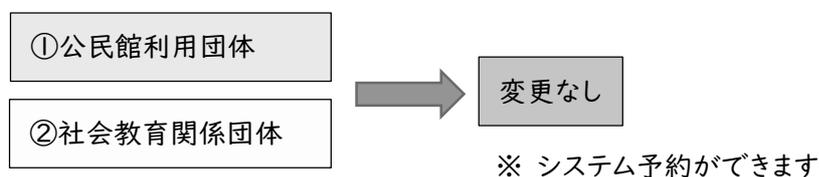
なお、学校施設に関しては、学校が使用しない時のみご利用できます。

また、ご利用できる施設(教育委員会が指定した特別教室)は、次のとおりです。

- ・ 狛江第一小学校 音楽室
- ・ 和泉小学校 会議室及び多目的ルーム
- ・ 緑野小学校 多目的室及び第二音楽室
- ・ 狛江第一中学校 和室
- ・ 狛江第二中学校 特別活動室(現時点では令和7年3月末まで利用不可)

詳細については、社会教育課社会教育係(直通 3430-1336)へお問い合わせください。

なお、教職員へのお問い合わせはご遠慮ください(学校への電話や職員室への立ち入りは行わないでください。)

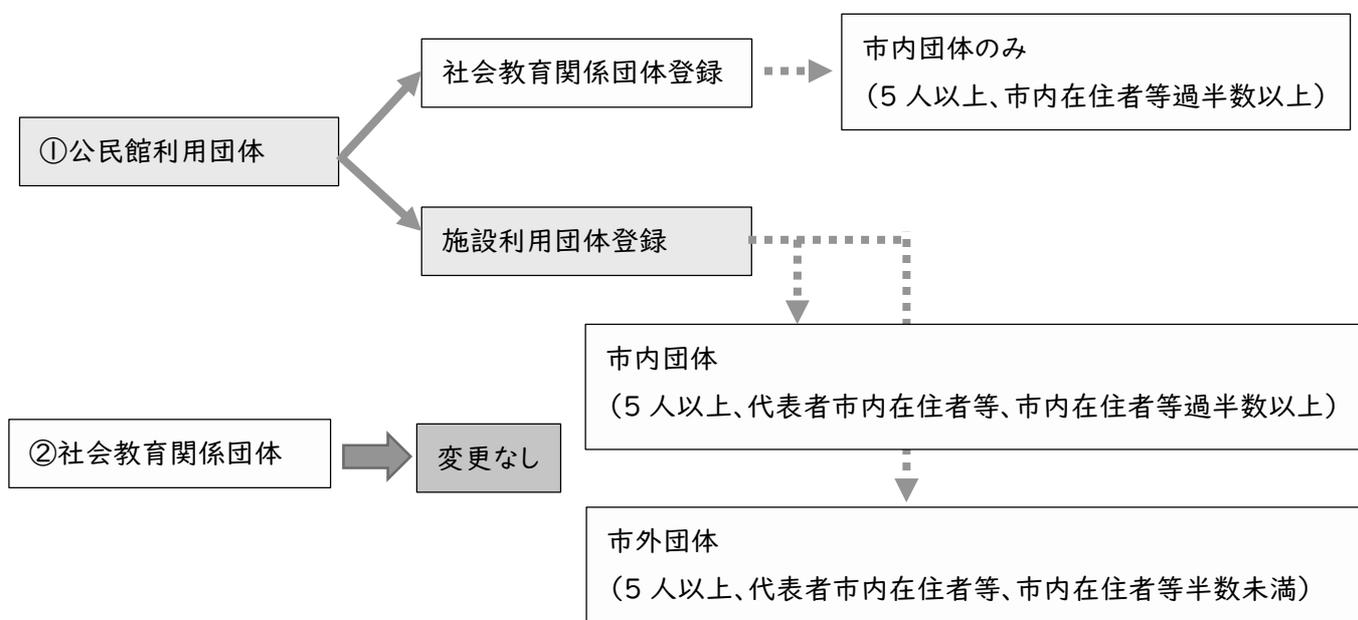


③ 市民総合体育館（会議室及び多目的ルーム）

中央公民館の利用団体のうち、社会教育関係団体の皆さんは、今まで通り予約システムまたは市民総合体育館の窓口で予約の上、市民総合体育館の窓口で現金で使用料を支払い、施設使用許可書を受け取り、ご利用ください。使用許可証の交付は市民総合体育館窓口となりますので、ご注意ください。

なお、公民館利用団体の皆さんは、社会教育関係団体また体育施設の施設利用団体へ登録していただくことで、ご利用ができます。それぞれ登録要件の審査がありますので、ご注意ください。

詳細については、社会教育課社会教育係（直通 3430-1336）または市民総合体育館事務室（直通 3430-1141）へお問い合わせください。



※ 市外団体の使用料は2倍となります
※ 市内在住者等には在勤・在学を含みます

必要書類や登録要件等の詳細は、こちらをご覧ください。

狛江市教育委員会>ホーム>相談・手続き>施設を利用・予約する>
狛江市社会教育関係団体・施設利用団体登録申請書



④ 地域センター・地区センター

中央公民館休館中に限り、中央公民館利用団体の皆さんは、特別措置（暫定利用）として登録許可書（公民館利用団体）または登録カード（社会教育関係団体）を提示することで、地域センター・地区センターの会議室等が利用できます。

なお、予約システムから予約はできませんので、ご注意ください。

■ 地域センター

- ・野川地域センター（狛江市西野川一丁目6番9号）TEL3480-2211
- ・上和泉地域センター（狛江市和泉本町四丁目7番51号）TEL3489-9101
- ・岩戸地域センター（狛江市岩戸南二丁目2番5号）TEL3488-7040
- ・南部地域センター（狛江市猪方四丁目11番1号）TEL3489-2150

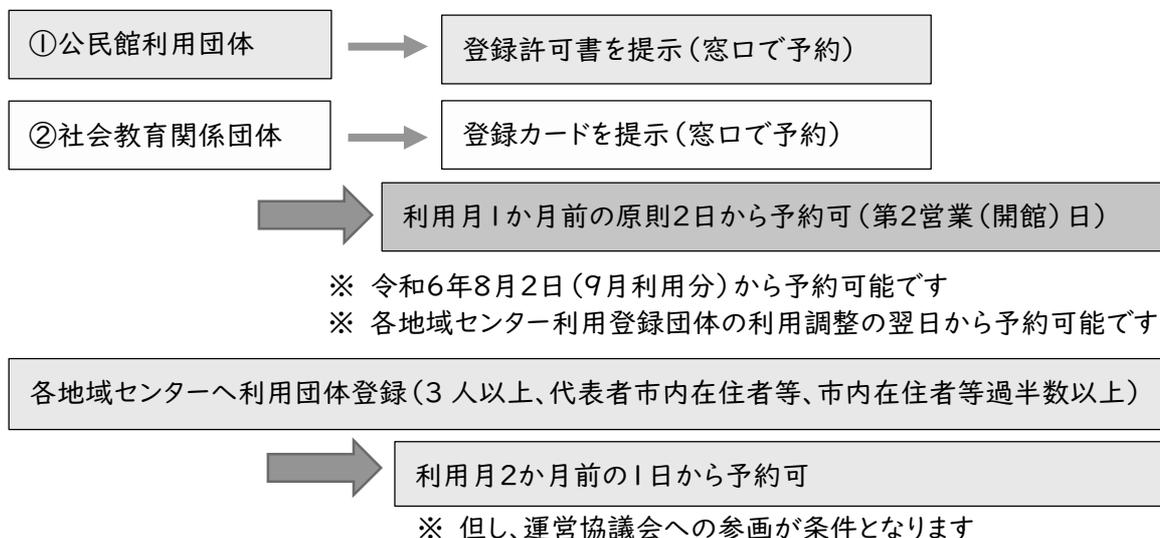
令和6年9月1日からご利用できます。9月利用分の予約は8月2日からになります。各地域センター利用登録団体の利用調整後、利用月の1か月前の原則2日（第2営業（開館）日）から予約ができます。

各地域センターの窓口で、登録許可書（公民館利用団体）または登録カード（社会教育関係団体）を提示、予約の上、使用料をお支払いいただきご利用ください。

なお、施設の空き状況については、電話によるお問い合わせに対応いたしますが、電話で予約はできませんので、ご注意ください。

詳細については、地域活性課コミュニティ文化係（直通 3430-1236）または各地域センター事務室へお問い合わせください。

別途、各地域センターへ利用登録することも可能ですが、登録要件の審査がありますので、ご注意ください。



■ 地区センター

- ・駄倉地区センター 狛江市東和泉一丁目3番17号（令和6年11月末に閉館）
協力店舗 エコルマホール事務所 狛江市元和泉一丁目2番1号（エコルマ5階）
- ・和泉多摩川地区センター 狛江市猪方四丁目1番1号
協力店舗 ヘアーズ・イデア 狛江市東和泉三丁目9番6-20号
- ・根川地区センター 狛江市中和泉四丁目16番3号
協力店舗 有限会社三つ葉屋 狛江市中和泉四丁目24番4号
- ・谷戸橋地区センター 狛江市東野川四丁目30番1号（令和6年8月末まで休館）
協力店舗 狛江ハイタウン管理室2号棟103号室 狛江市東野川三丁目17番2号

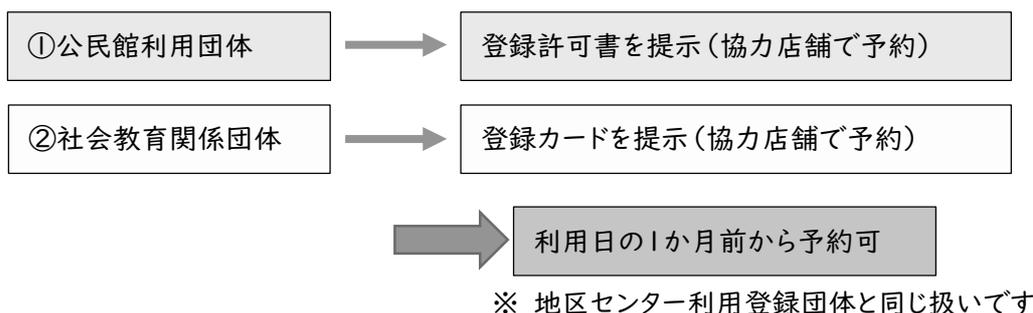
令和6年9月1日からご利用できます。9月利用分の予約は8月1日からになります。地区センター利用登録団体と同様に、ご利用日の1か月前から予約ができます。

協力店舗で、登録許可書（公民館利用団体）または登録カード（社会教育関係団体）を提示、予約の上、利用当日に協力店舗で鍵をお受け取りください。使用時に施設内券売機で使用料分の発券を行い、発券された紙を鍵の受け渡し時にもらった台紙に貼り、使用後は鍵と使用料を添付した台紙を協力店舗へ返却してください。

なお、地区センターの解錠及び施錠は各団体の責任で行っていただきますので、ご注意ください。

また、施設の空き状況について、電話によるお問い合わせには対応しておりません。お手数ですが、協力店舗に来店の上、台帳にて確認ください。

詳細については、地域活性課コミュニティ文化係（直通 3430-1236）へお問い合わせください。



狛江市の施設利用に関する詳細については、こちらをご覧ください。

狛江市>ホーム>暮らしのガイド>施設案内



- * 資料の内容に関するお問い合わせ先
 - 中央公民館 直通 3488-4411
 - 西河原公民館 直通 3480-3201